感染症発生時における職員の派遣に関する覚書

（趣旨）

1. この覚書は，茨城県（以下「県」という。）並びに一般社団法人茨城県介護老人保健施設協会（以下「老健協」という。），一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）及び社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が相互協力し，介護保険施設等の県内施設において感染症が発生し職員が勤務できなくなったことにより，職員が不足する施設(以下「派遣先施設」という。）に対し，運営継続のため職員を派遣する場合に必要となる事項を定めるものとする

（定義）

第２条　この覚書において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感染症　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を含む）をいう。

(2) 県内施設　次に掲げる施設であって，茨城県内に設置されているものをいう。

ア　介護保険法で規定する，介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設

並びに介護老人保健施設

イ　老人福祉法で規定する，養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウスを

含む）

ウ　ア及びイに掲げるもののほか，県が職員の派遣を必要と認める介護保険施設

　等

(3) 登録施設　次条第３項の規定により当該施設に勤務する職員が候補者名簿に登

録された施設をいう。

（候補者名簿）

第３条　老健協，老施協及び県社協は，県内施設で感染症が発生した場合に備えて，派遣先施設に派遣する職員の候補者を登録した名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成するものとする。

２　県内施設の管理者は，派遣する職員の候補者（介護・看護職員及び介護経験のある相談員等）氏名その他必要な事項を記載した申請書に必要書類を添えて，老健協，老施協又は県社協に候補者名簿の登録を申請することができる。

３　老健協，老施協又は県社協は，前項の規定による登録の申請があった場合においてその内容が真正であると認めるときは，当該候補者を候補者名簿に登録する。

（感染症発生施設での調整及び派遣依頼）

第４条　県内施設の職員又は入所者が感染症にかかっていると診断されたことに伴い，介護を行う職員が不足すると見込まれるときは，感染症発生施設の管理者は，法人の理事長と協議し，職員の配置換え等の措置を講じ，職員の不足に対応するものとする。

２　感染症発生施設を管理する法人は，前項に規定する措置を講じてもなお，職員が不足すると認めるときは，県社協に職員の派遣を依頼することができる。

（県社協への派遣依頼）

第５条　県社協は，前条第２項の規定による派遣の依頼を受けたときは，老健協及び老施協に対して職員の派遣を依頼するものとする。

（候補者の選定）

第６条　老健協及び老施協は，前条の規定による依頼を受けたとは，派遣先施設が所在する地域等を考慮し，候補者名簿に登録された者の中から当該施設に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

（派遣の協議）

第７条　老健協及び老施協は，前条の規定により選定した候補者が勤務する登録施設の管理者と，当該候補者の派遣について協議するものとする。

選定された候補者の派遣が困難な場合は，他の職員を派遣する事も可能とする。

（協議成立の通知）

第８条　老健協及び老施協は，前条の規定により協議した登録施設の管理者が派遣を承諾したときは，その旨及び協議が成立した事項等を県社協に通知するものとする。

（派遣の決定）

第９条　県社協は，前条の規定による通知を受けたときは，職員の派遣を決定し，派遣を承諾した管理者（以下「派遣元施設」という。）及び派遣先施設に対し，派遣を決定した旨及びその他必要な事項を通知するものとする。

（損害保険）

第10条　老健協，老施協及び県社協は，派遣元施設に対し，派遣する職員にかかる損害保険について，既加入保険の内容確認を要請するとともに，その補償内容について調整を行うものとする。

なお，派遣に対して新たに損害保険に加入する場合や，既加入保険に割り増ししてかかる費用は，県社協が助成するものとする。

（派遣協定の締結）

第11条　派遣元施設と派遣先施設は，派遣協定書（別記様式）の例により派遣協定を締結するものとする。

（派遣職員の研修）

第12条　県は，必要に応じ派遣職員の研修（防護服の着脱等）を実施する。

（職員の派遣）

第13条　派遣元施設は，前条に規定する派遣協定に従い，職員を派遣するものとする。

なお，派遣職員の人件費，旅費，宿泊費等の費用は，県社協が助成するものとする。

（健康観察等）

第14条　派遣元施設は，派遣が終了した職員に対し，派遣先施設での勤務環境や業務内容等を踏まえ，必要に応じ健康観察（自宅待機等）及びＰＣＲ検査等を行うものとする。

健康観察の期間及び検査時期等については，派遣元施設，老健協，老施協及び県社協等が協議の上決定するものとし，必要と認められる助成は県社協が行うものとする。

（周　知）

第15条　県並びに老健協，老施協及び社協は，この覚書の内容について，県内施設の管理者に周知を図り，理解及び協力を得るよう努めるものとする。

（事　務）

第16条　この覚書に関する県の事務は，保健福祉部長寿福祉推進課で行う。

（有効期間及び有効期間の継続）

第17条　本覚書の有効期間は覚書締結日が属す年度末までとする。

特に県並びに老健協，老施協及び県社協から申し出がない限り，契約は１年単位で更新されるものとする。

（定めのない事項等）

第18条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義を生じた事項については，県並びに老健協，老施協及び県社協が，誠意を持って協議し決定するものとする。

　本書４通を作成し，県並びに老健協，老施協及び県社協が記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

　令和２年１０月７日

　　　　　　　　　　　　　　　茨城県水戸市笠原町978-6

　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県知事　大井川　　和　彦

　　　　　　　　　　　　　　　茨城県水戸市千波町1918番地

　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人茨城県介護老人保健施設協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　小　柳　　賢　時

　　　　　　　　　　　　　　　茨城県水戸市千波町1918番地

　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　木　村　　哲　之

　　　　　　　　　　　　　　　茨城県水戸市千波町1918番地

　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　森　戸　　久　雄